

食品衛生分科会における確認事項

平成13年1月23日了解
平成13年5月18日一部改正

1. 審議会に諮問を行ったものについての部会、分科会での審議又は報告の扱いは原則として別添の表に示す例による、部会は、審議終了後、分科会における審議又は報告の扱いの案を作成し、分科会長の承認を得るものとする。また、表に示す例のいずれにも該当しない場合は、その都度、担当部会長の意見を参考に分科会長が決定する。
2. 分科会における「審議」、「報告」の扱いの区分のうち、「報告」は事後報告（答申後）で差し支えないこととする。

器具・容器包装部会

		器具・容器包装の範囲			部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
薬事・食品衛生審議会に諮問する器具・容器包装	食品衛生分科会審議器具・容器包装	1	器具・容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の規格又は基準の設定に関する事。ただし本表の2に該当するものを除く。	○	○	有	
		2	器具・容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の規格又は基準の設定に関する事項のうち、規格又は基準の一部の改正で軽微な事項に関するもの。	○	△	有	

注)○印は審議、△印は報告を示す。